

令和6年5月31日

北海道運輸局観光部
観光地域振興課長

「令和6年度 DMOの課題解決に向けた実証事業」におけるモデルDMOの 公募について

1. 事業目的

令和5年3月に新たな「観光立国推進基本計画」が閣議決定されたことを踏まえ、同年4月に「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」が改正され、その中で各層DMOにおける役割分担や連携について提起されているところです。

また、「観光地域づくり法人の機能強化に関する有識者会議」が今年1月から3回に渡り開催され、改めてDMOに必要となる機能についての検討が進められており、地域の司令塔として役割を発揮し、持続可能な観光地を形成していくことが期待されております。

そこでこの度、北海道運輸局では「持続可能な観光地域づくり」に向けて、DMOが抱えている課題の解決及び更なる機能強化を図ることを目的とした実証事業を実施することとしており、北海道運輸局と受託事業者（※）による事業を通じて、下記のテーマに基づく課題解決に向けた取り組みを行うモデルDMOを公募します。

※受託事業者について

受託事業者は、本公募によって選定されたDMOの課題の要因を調査し、解決に向けた支援ができる事業者を別途選定します。

2. テーマ

「持続可能な観光地域づくり」

3. 対象となるモデルDMOについて

登録DMO（候補法人を除く）のうち、以下①～③の要件に該当する北海道内のDMOが対象となります。

【要件】

- ① 令和4年度から現在までに「世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業（※）」の採択（採択の内定通知を含む）を受けていないDMO
※令和4年度、令和5年度事業名「観光地域づくり法人の体制強化」
- ② インバウンド誘客促進に積極的に取り組む上で、課題を有するDMO
- ③ 「持続可能な観光地域づくり」を目指す上で、積極的に課題解決に取り組む意欲のあるDMO

4. 対象経費

本事業において対象となる経費は【別紙】のとおりとなります。

本事業は北海道運輸局が実施する調査事業のため、DMO側の負担はありません。北海道運輸局は事業の実施に必要な経費を予算の範囲内で負担します。

なお、モデルDMOは、受託事業者とともに自ら課題解決に取り組んでいただきます。

5. スケジュール

- ・モデルDMO公募：5月31日～6月14日17時必着
- ・モデルDMO採択：6月中旬予定
- ・モデルDMOヒアリング：6月下旬を予定(※)
- ・受託事業者公募：7月上旬予定
- ・受託事業者採択：7月下旬予定
- ・事業実施：8月中旬～翌年3月予定

※採択後、モデルDMOに対してヒアリングを行い、事業計画及び事業費の概算を決定いたします。

6. 申請書の提出要領

① 提出書類

様式1：「令和6年度 DMOの課題解決に向けた実証事業」申請書(Excel形式)

記載例：様式1には記載例を添付しています。(※)

※記載例はあくまで例示となります。別添の様式1には各DMOが抱える課題と検証したい取り組みを記載願います。

② 提出方法

電子メールによる添付。

③ 申請期限

令和6年6月14日(金) 17時

④ 提出先 北海道運輸局 観光部 観光地域振興課 担当 佐々木、廣部(ひろべ)

電話番号:011-290-2722

電子メール:hkt-kanchika@gxb.mlit.go.jp

7. 審査方法

審査員により審査を行い2件程度のDMOを選定します。

8. 選定結果の公表

選定結果については、北海道運輸局から申請主体(登録DMO)に対して通知するとともに、北海道運輸局のWEBサイトにて公表します。

9. その他

本事業は、事業の実施内容とその成果等についてまとめた成果物を他のDMOへ横展開いたします。成果物は受託事業者が作成しますが、成果の取り纏め等にご協力頂きます。

「令和6年度 DMOの課題解決に向けた実証事業」対象経費

1. 課題解決に向けた調査・実態調査に係る経費
2. 課題分析、実証事業実施、効果検証に係る経費
3. 報告書作成にかかる経費
4. 対象外経費
 - ・ 国内旅行者の誘客のみを対象とした事業に係る経費
 - ・ 本事業の成果物が運輸局以外の財産となる経費（システム構築費用、ランニングコスト等）
 - ・ 国、都道府県、市町村により別途、同一の活動経費に対して補助金、委託費等が支給されている活動に関する経費
 - ・ 本事業が調査事業であることを考慮せず、営利のみを目的とした活動に係る費用
 - ・ 本事業実施者における経常的な経費（本事業実施に係らない人件費及び旅費。事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、高熱費及び通信手数料等）
 - ・ 事業等の内容に照らし、事業実施者において当然備えているべき機器・備品等（例：机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
 - ・ 親睦会に係る経費
 - ・ その他本事業と無関係と思われる経費